

新型コロナウイルス感染拡大防止に係る障害福祉サービス事業所の対応について

今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係る障害福祉サービス事業所等の対応について、国から通知が発出されているところですが、今回の対応に伴う事業実施及び報酬算定について、現時点での土浦市の考え方をお知らせします。その他については国からの通知をご参照ください。(令和2年4月1日から適用。なお、今後の国の指示等により変更する場合があります。)

障害福祉サービス等の利用者が、新型コロナウイルスに感染することをおそれ、事業所を欠席する場合、以下の対応を以て、通常提供しているサービスと同等のサービスを提供したとみなし、基本報酬の算定対象とすることが認められます。

なお、従前通り、同じ日に2つ以上の事業所の日中活動系サービスは利用できませんので、関係する事業所間で密に連絡を取り、重複請求とならないようご注意ください。

また、利用者負担が発生する場合があるので、利用者の意向を確認し、支援の内容や方法について、あらかじめ保護者や利用者に丁寧な説明を行い、同意を得て実施してください。

今回お示ししている内容については、従来の在宅利用の要件及び手続等を変更するものではなく、あくまで新型コロナウイルスへの対応のための臨時的な取り扱いですのでご注意ください。

・生活介護、自立訓練事業

- ① 事業所を欠席した利用者を在宅で支援する場合の個別支援計画を新たに作成し、計画に基づいた支援の内容や方法について、あらかじめ利用者及び支援者に丁寧な説明を行い、サービス提供について同意の署名押印を得る。
- ② 事前に予定されていた当該利用者の利用日に、事業者が居宅への訪問や電話その他の方法で、(1) 利用者とその接触者である家族等支援者の体調等の状況等の確認、(2) 当該利用者の健康管理や相談援助など可能な範囲での支援提供を行い、「新型コロナウイルス感染症に関連して事業所を欠席する場合の欠席時対応加算および基本報酬の算定について」(別紙 2-1) を用いて、当該相談援助等の内容について記録を行うこと。

なお、(1) のみを実施した場合は、通常の欠席時対応加算の算定とする。

※ 電話その他の方法については、利用者本人や支援者の声や表情から思いを汲み取りながら、必要な助言などを行うことが望ましいことから、原則として居宅への訪問やビデオ通話等による方法を優先することとする。

※ 報酬の対象となるサービス内容の例

- ・ 自宅で問題が生じていないかどうかの確認
- ・ 利用者及び支援者等の心身の健康管理
- ・ 普段の通所ではできない支援者や利用者との個別のやりとりの実施
- ・ 在宅で実施できるプログラムや課題の提供及びその進捗状況等の評価
- ・ 今般の状況が落ち着いた後、スムーズに通所を再開できるようなサポート

※ 報酬の対象とならないサービス内容の例

- ・ 同一の内容をメール等で利用者に一斉送信する。
- ・ 個別にメール等を送った後、保護者等から応答がなく、状況の把握を行わないまま放置する。

※ 適用期間について

現状、令和2年5月6日(水曜日)までの対応とします。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、適用期間を延長する可能性があります。

・就労移行、就労継続支援事業所

- ① 事業所を欠席した利用者を在宅で支援する場合の個別支援計画を新たに作成し、計画に基づいた支援の内容や方法について、あらかじめ利用者及び支援者に丁寧な説明を行い、サービス提供について同意の署名押印を得る。
- ② 平成19年度4月2日付け障障発第0402001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知「就労移行支援事業、就労継続支援事業（A型、B型）における留意事項について」内の5（3）在宅において利用する場合の支援について
①ア～キの要件を備えた支援を行うこと。
ただし、オ、カについては、必ずしも訪問や通所に依らなくてもよいものとする。

※ 適用期間について

現状、令和2年5月6日（水曜日）までの対応とします。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、適用期間を延長する可能性があります。

・就労定着支援

- ① 利用者との対面による支援が、感染拡大防止の観点から困難であり、電話連絡その他可能な方法によって就労定着支援を継続する場合には、個別支援計画を新たに作成し、計画に基づいた支援の内容や方法について、あらかじめ利用者及び支援者に丁寧な説明を行い、サービス提供について同意の署名押印を得る。
- ② 月1回以上行うこととしている利用者との対面での支援については、電話その他可能な方法によって行うこととする。その支援方法・内容については、「新型コロナウイルス感染症に関連して事業所を欠席する場合の欠席時対応加算および基本報酬の算定について」（別紙2-1）を用いて、当該相談援助等の内容について記録を行うこと。

※ 適用期間について

現状、令和2年5月6日（水曜日）までの対応とします。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、適用期間を延長する可能性があります。

・児童発達支援・放課後等デイサービス

- ① 事業所を欠席した利用者を在宅で支援する場合の個別支援計画を新たに作成し、計画に基づいた支援の内容や方法について、あらかじめ保護者に丁寧な説明を行い、サービス提供について保護者から同意の署名押印を得る。
- ② 事前に予定されていた当該利用者の利用日に、事業者が居宅への訪問や電話その他の方法で、(1) 児童とその接触者である家族の体調等の状況や学校の状況等の確認、(2) 当該児童の健康管理や相談援助など可能な範囲での支援提供を行い、「新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関する欠席時対応加算及び基本報酬の算定について」(別紙 2-2)を用いて、当該相談援助等の内容について記録を行うこと。

なお、(1)のみを実施した場合は、通常の欠席時対応加算の算定とする。

※ 電話その他の方法については、保護者や本人の声や表情から思いを汲み取りながら、必要な助言などを行うことが望ましいことから、原則として居宅への訪問やビデオ通話等による方法を優先することとする。

※ 報酬の対象となるサービス内容の例

- ・ 自宅で問題が生じていないかどうかの確認
- ・ 利用者及び保護者等の心身の健康管理
- ・ 普段の通所ではできない保護者や利用者との個別のやりとりの実施
- ・ 在宅で実施できるプログラムや課題の提供及びその進捗状況等の評価
- ・ 今般の状況が落ち着いた後、スムーズに通所を再開できるようなサポート

※ 報酬の対象とならないサービス内容の例

- ・ 同一の内容をメール等で利用者に一斉送信する。
- ・ 個別にメール等を送った後、保護者等から応答がなく、状況の把握を行わないまま放置する。

※ 適用期間について

現状、令和2年5月6日(水曜日)までの対応とします。

なお、学校休業期間の延長等により、適用期間を延長する可能性があります。